

議案第5号

西海市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

西海市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和8年2月27日 提出

西海市長 瀬川 光之

西海市条例第 号

西海市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

西海市職員の給与に関する条例（平成17年西海市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第16条第3項中「第5項」を「第6項」に改め、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「最初の月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月）」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項中「及び特別料金等相当額」を「、特別料金等相当額」に、「その合計額）の」を「その合計額）及び前項第1号に定める額の」に、「前3項」を「第2項から前項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担する

ことを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額別表第6イ海事職給料表等級別基準職務表の表5級の項中「総括船長」の次に「船舶管理者、主任船長、主任機関長」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(西海市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正)
- 2 西海市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年西海市条例第14号）の一部を次のように改正する。
第13条第2項中「第9項」を「第10項」に改める。

新旧対照表

西海市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>西海市職員の給与に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月1日 西海市条例第45号</p> <p>第1条～第15条 略 (通勤手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号、次項及び第6項において「新幹線鉄道等」という。)でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担</p>	<p>西海市職員の給与に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月1日 西海市条例第45号</p> <p>第1条～第15条 略 (通勤手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。)でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担</p>

新	旧
<p>することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（<u>第6項</u>において「特別料金等相当額」という。）</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p><u>5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金の相当する額として規則で定める額</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額</u></p> <p><u>6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定め</u></p>	<p>することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（<u>第5項</u>において「特別料金等相当額」という。）</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p><u>5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定め</u></p>

新	旧
<p>る額、<u>特別料金等相当額</u>をその支給単位期間の月数で除して得た額（<u>新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額</u>）<u>及び前項第1号に定める額の合計額</u>が15万円を超える職員の通勤手当の額は、<u>第2項から前項までの規定にかかわらず</u>、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</p> <p><u>7</u> 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月（<u>当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌月</u>）の規則で定める日に支給する。</p> <p><u>8</u> （略）</p> <p><u>9</u> この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として規則で定める期間（<u>自動車等及び駐車場等</u>に係る通勤手当にあつては、1月）をいう。</p> <p><u>10</u> （略）</p> <p>第17条～第35条 略</p> <p>別表第1～別表第5 略</p> <p>別表第6（第5条関係）</p> <p>ア （略）</p>	<p>る額<u>及び特別料金等相当額</u>をその支給単位期間の月数で除して得た額（<u>新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額</u>）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、<u>前3項の規定にかかわらず</u>、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</p> <p><u>6</u> 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。</p> <p><u>7</u> （略）</p> <p><u>8</u> この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1月）をいう。</p> <p><u>9</u> （略）</p> <p>第17条～第35条 略</p> <p>別表第1～別表第5 略</p> <p>別表第6（第5条関係）</p> <p>ア （略）</p>

新		旧	
イ 海事職給料表等級別基準職務表		イ 海事職給料表等級別基準職務表	
職務の級	基準となる職務	職務の級	基準となる職務
(略)		(略)	
5級	総括船長、船舶管理者、主任船長、主任機関長、相当困難な業務を処理する船長及び機関長の職務	5級	総括船長、相当困難な業務を処理する船長及び機関長の職務
ウ～オ (略)		ウ～オ (略)	

(附則第2項) 西海市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正

新		旧	
西海市会計年度任用職員の報酬等に関する条例		西海市会計年度任用職員の報酬等に関する条例	
令和元年12月24日 西海市条例第14号		令和元年12月24日 西海市条例第14号	
第1条～第12条 (略) (通勤に係る費用弁償)		第1条～第12条 (略) (通勤に係る費用弁償)	
第13条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第16条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。		第13条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第16条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。	
2 通勤に係る費用弁償の額 (その支給の単位となる一定の期間における		2 通勤に係る費用弁償の額 (その支給の単位となる一定の期間における	

新	旧
<p>通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)、支給日及び返納については、給与条例第16条第2項から第10項までの規定を準用する。</p> <p>第14条～第27条 (略)</p>	<p>通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)、支給日及び返納については、給与条例第16条第2項から第9項までの規定を準用する。</p> <p>第14条～第27条 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 (略)